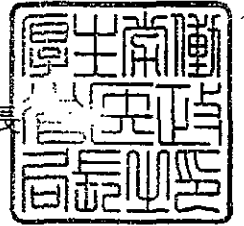




医政発第1108号
平成13年11月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医療安全推進週間」の制定について

医療安全対策の推進については、かねてより種々御配意を煩わしているところですが、今般、医療安全対策をより一層充実強化するため、本年度から「医療安全推進週間」を制定し、別紙実施要綱により、医療安全対策の普及啓発運動を全国的に実施することとしました。

つきましては、貴団体におかれても、本実施要綱に則り、本週間の趣旨にふさわしい内容の行事を実施いただくようお願いいたします。

「医療安全推進週間」実施要綱

1. 目的

医療の安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関等における組織的取組の促進、医療関係団体における取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的として、「医療安全推進週間」を設けるものとする。

2. 期間

毎年11月25日を含む1週間（平成13年度は、11月25日（日）～12月1日（土））とする。（ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。）

3. 主催

厚生労働省

4. 後援

文部科学省、都道府県、労働福祉事業団、恩賜財団済生会、医療関連サービス振興会、健康保険組合連合会、厚生年金事業振興団、国家公務員共済組合連合会、船員保険会、全国健康保険診療施設協議会、全国厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、全国自治体病院協議会、全国ビルメンテナンス協会、全日本病院協会、地方公務員共済組合協議会、日本医師会、日本医業経営コンサルタント協会、日本医療機器関係団体協議会、日本医療機能評価機構、日本医療法人協会、日本衛生検査所協会、日本看護協会、日本歯科医師会、日本歯科衛生士会、日本歯科技工士会、日本私立医科大学協会、日本精神病院協会、日本製薬団体連合会、日本赤十字社、日本病院会、日本病院寝具協会、日本病院薬剤師会、日本放射線技師会、日本薬剤師会、日本臨床衛生検査技師会、北海道社会事業協会

5. 実施方針

厚生労働省その他関係団体の緊密な協力のもと、「医療安全推進週間」の趣旨にふさわしい内容の行事を実施する。なお、行事を実施するに当たっては、それぞれの団体の状況、地域の実情等を踏まえたものとする。

(1) 実施の重点

- ア 医療従事者の医療安全に関する意識向上
- イ 医療機関における医療安全のための組織的な取組の推進
- ウ 医療関連サービス関連団体、医薬品・医療用具等製造団体等における医療安全に関する取組の推進
- エ 医療安全に関する国民の理解の促進

(2) 実施する行事等

- ア 医療事故の防止に関するポスター、パンフレット等の掲示
- イ 医療関係者に対する講習会、研修会等の実施
- ウ 国民に対する医療安全に関するシンポジウム等の開催
- エ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌及び広報誌等による広報
- オ その他